

青梅市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

医療の質の更なる向上を図るとともに、組織改正等による執行体制の見直しの経過を踏まえ、病院事業企業職員の定数を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例

青梅市病院事業企業職員定数条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「768人」を「786人」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

青梅市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市病院事業企業職員定数条例（平成20年条例第42号）

改正後	現行	備考
<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>786人</u>とする。 2および3 略</p>	<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>768人</u>とする。 2および3 略</p>	
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>		